

公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の
日台双方の観光事業発展に関する協力強化についての覚書

公益財団法人交流協会（以下「交流協会」という。）と亜東関係協会（以下、交流協会と亜東関係協会を併せて「双方」という。）は、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第3項の規定に関連し、次の事項を共に実施し、また、これらにつき必要な関係当局の同意が得られるよう、相互に協力することにつき共通認識に達した。

1. 双方は、日台間の人的往来が年間400万人規模に近づいていることを歓迎し、観光交流の更なる拡大を推進するよう努力する。
2. 双方は、観光事業の経験を相互に共有するとともに、日本及び台湾のそれぞれにおける観光事業発展のため、日台の観光関係者間の実務的な協力が強化されるよう努力する。
3. 双方は、日本及び台湾のそれぞれにおける観光事業発展のため、日台の観光関係者が参加し、定期的な意見交換を行うよう努力する。

この覚書は、2014年11月20日に開始するものとし、いずれか一方の協会がこの覚書を終了させる意思を他方の協会に通告する場合には、当該他方の協会がその通告を受領した日の後90日で終了するものとする。

この覚書は日本語及び中国語により作成し、双方の代表は、2014年11月20日、台北において、これに署名した。

公益財団法人交流協会会長
大橋 光夫

亜東関係協会会長
李嘉進